

【奨学給付金】

家計が急変した世帯に対する支援

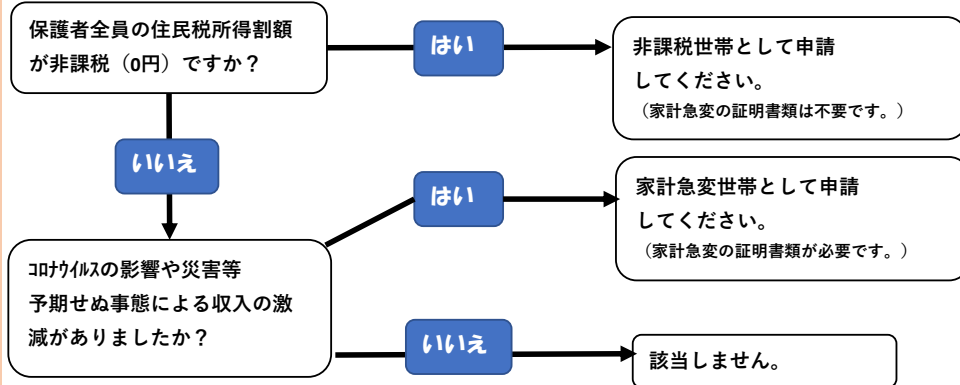
「生活保護受給世帯」、「非課税世帯」のほか「家計急変世帯」が支給対象となります。

- ・「家計急変世帯」：新型コロナウイルスの影響や災害等予期せぬ事態により収入が激減し、住民税非課税世帯に相当すると認められた世帯
 - ・「家計急変世帯」と認められるおおよその目安
 - 2人世帯で年収見込が170万円未満、3人世帯で年収見込が220万円未満
 - 4人世帯で年収見込が270万円未満、5人世帯で年収見込が320万円未満…
- ※何人世帯であるかは扶養の状況から認定するため、実際の世帯人数と異なる場合があります。
 ※保護者が2人いて、どちらにも収入がありどちらも被扶養者にならないと判断される場合は、2人の年収見込の合算ではなく、それぞれの年収見込、扶養の状況により認定します。

世帯状況	給付額（年額）
【全日制等】（第1子）	114,100円
【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円
【通信制・専攻科】	50,500円

- ①7月までに家計が急変し、指定の期日までに申請があった場合は表の金額が支給されます。
- ②7月以降に家計が急変し、申請があった場合には、表の金額について申請の翌月以降の月数に応じて算定した金額が支給されます。

対象確認フローチャート



提出書類

家計急変での申請には、①～③の書類の提出が必要です。

①家計急変の発生事由を証明する書類	必ず提出…家計急変による申請理由書 該当する場合に提出…離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、収入減少による国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書、など
②家計急変の <u>前と後</u> の収入を証明する書類	【家計急変前】課税証明書の写し ※保護者全員分 【家計急変後】 (会社員等) 会社作成の給与見込、給与明細書(直近3ヶ月分)など (個人事業主) 年間収支見込計算書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
③保護者の扶養親族を確認するための書類	扶養親族全員分の健康保険証の写し(国民健康保険の場合にはさらに「扶養誓約書」を添付)、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など

※奨学給付金申請書【家計急変】、口座振込依頼書および通帳の写し等も必要となります。